様式第６号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

椎葉村遊休施設無償貸付延長可否決定通知書

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　椎葉村長

　　年　　月　　日付で申請のあった椎葉村遊休施設無償貸付延長申請書の延長申請について、審査の結果次のとおりとなりましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 所在地 |  |
| 事業内容 |  |
| 審査結果 | 決　定　　　・　　　却　下 |
| 貸付期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 却下の理由 |  |

決定条件

１　上記の内容に変更が生じた場合には、決定を取り消し、又は変更することがある。

２　借り受けた遊休施設の原形を変更するとき、又は利用目的の変更をするときは、事前に書面で承認を受けなければならない。

３　適用事業者は、その責任に帰する理由により、借り受けた遊休施設の全部または一部を滅失し、又は損傷したときは、損害を賠償しなければならない。

４　貸付期間が満了したとき、又は決定を取り消したときは、速やかに原状に回復し、返還しなければならない。ただし、村長が承認したときは、この限りでない。

５　奨励措置を受ける適用事業者は、村長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。